

## 東京労働局提出資料

第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方協議会

- 1 . 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知の  
取組について
- 2 . 令和5年度予算事業について

# 自動車運転者の時間外労働の上限規制と改善基準告示の見直し

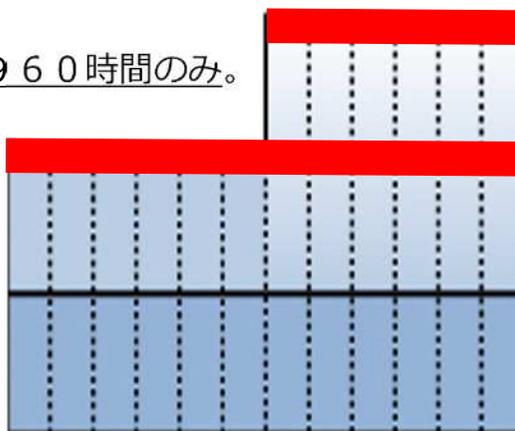
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 令和4年9月27日の専門委員会において取りまとめを行い、同年12月23日に改善基準告示を改正（令和6年4月1日～適用）。

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。

法律による上限  
(原則)  
月45時間  
年360時間

法定労働時間  
1日8時間  
週40時間



法律による上限  
(例外)

### 一般労働者

- ・年720時間
- ・単月100時間未満（休日労働含む）
- ・複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで

### 自動車運転者

- ・年960時間のみ

## 改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置  
実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）作業部会」を設置

- ・作業部会を複数回開催
- ・令和4年3月：バス、ハイヤー・タクシー中間とりまとめ

令和4年9月27日 : 同専門委員会 取りまとめ（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）  
同年10月11日 労働条件分科会に報告  
同年11月29日 改正告示案要綱の諮問・答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正

荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月1日 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用

# 時間外労働の上限規制と改善基準告示の適用について

- ▶ 令和6年4月1日より、年960時間の時間外労働の上限規制、改正した改善基準告示が適用される。

職業生活の中心に  
お戻りください

令和  
6年4月~  
適用

トラック運転者の  
改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間 改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間 改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正前 継続8時間 改正後 継続11時間を 基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare | 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

●詳しい情報や相談窓口はこちら  
厚生省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

トラック運転者の  
「改善基準告示」が改正されます。

令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年: 3,300時間以内 1か月: 284時間以内	【例外】労働協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年: 3,400時間以内 1か月: 310時間以内(年6か月まで) ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1: 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行が距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所外におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 2週平均1週: 44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおよね連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2)</sup> 。勤務終了後、通常どりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発効時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の休憩時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4: 車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅90cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	隔日勤務(乗務の必要とやむを得ない場合) 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】駅舎施設で夜間4時間以上の勤務を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(乗降後の休息期間)は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される

厚生労働省 | 国土交通省

【注】1 長距離貨物運送とは、「自動車運転者の労働時間等の基準の適用に関する政令」(平成28年労働省令第7号)をいう。  
【注】2 本告示は、令和6年4月1日より適用される。令和6年4月1日以前に適用された場合は、本告示の適用期間内において適用される。令和6年4月1日以前に適用された場合は、本告示の適用期間内において適用される。令和6年4月1日以前に適用された場合は、本告示の適用期間内において適用される。

# 荷主等の関係者に対する周知等について

## 自動車運転者労働時間等専門委員会報告（令和4年9月27日）「4 その他」より抜粋

### （1）荷主等の関係者に対する周知について

改善基準告示の改正に当たっては、その履行確保を徹底する観点から、改正後速やかに、使用者や自動車運転者のみならず、荷主やいわゆる元請運送事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者等に対し、関係省庁と連携し、幅広く周知することが適当である。

特に、道路貨物運送業は、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、長時間労働の是正等を積極的に進める必要がある一方、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがある。

また、働き方改革関連法により改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第2条第4項では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながるような著しく短い期限の発注や発注内容の頻繁な変更を行わない等の必要な配慮をすることが事業主の努力義務とされている。

厚生労働省においては、これらのことを踏まえ、改善基準告示の改正後、速やかに、発着荷主等に対し、恒常的な長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施するとともに、国土交通省が実施する「荷主への働きかけ」等に資するよう、厚生労働省が把握した長時間の恒常的な荷待ち等に関する情報を国土交通省に対して提供することが適当である。

# (参考) 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました

- ▶ 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」を編成



令和4年12月23日  
【照会先】  
東京労働局労働基準部監督課  
監督課長 瀬戸邦央  
主任監察監督官 若山 匡秀  
電話 03-3512-1612

報道関係者 各位

### 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました ～東京労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））を改正（※）しました。これに基づき東京労働局は、本日、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

東京労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

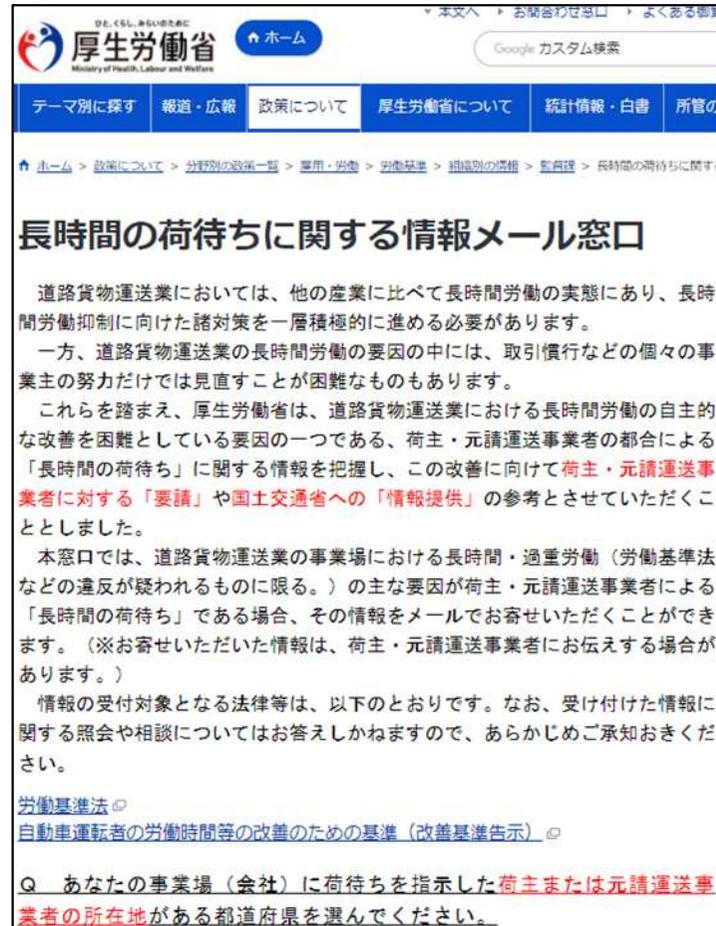
#### 【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています**  
「荷主特別対策チーム」は、東京労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する東京労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**  
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **東京労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**  
東京労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html)

### 厚生労働省ホームページ 情報メール窓口



道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて**荷主・元請運送事業者に対する「要請」**や**国土交通省への「情報提供」**の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。（※お寄せいただいた情報は、荷主・元請運送事業者にお伝えする場合があります。）

情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

[労働基準法](#)  
[自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）](#)

Q **あなたの事業場（会社）に荷待ちを指示した荷主または元請運送事業者の所在地がある都道府県を選んでください。**

# 労働基準監督署による荷主要請

荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請

長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

**STOP!**  
**長時間の荷待ち**

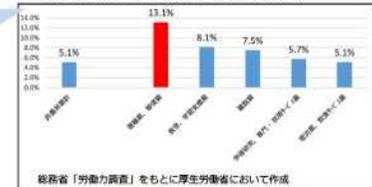
- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

## 道路貨物運送業の実態

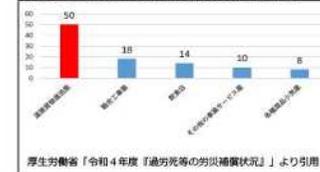
▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）  
※雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



厚生労働省「令和4年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。

しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

# 労働基準監督署による荷主要請

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

#### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

### 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

## 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。

**荷主**というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、会社の規模なども関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2023.9)

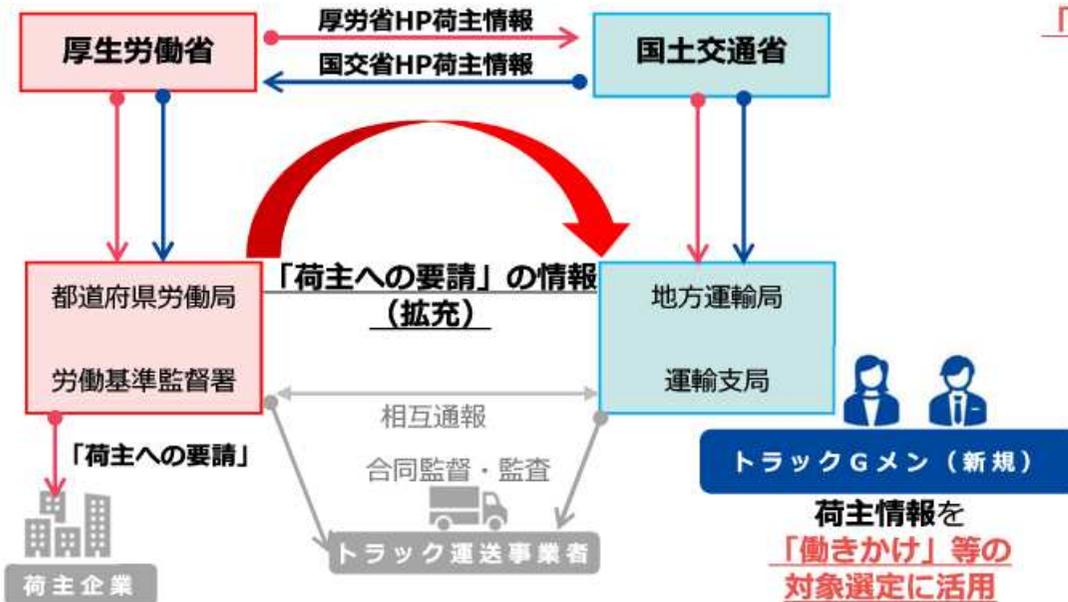
# 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

国土交通省との連携強化に伴い、労働基準監督署が実施している荷主に対する要請において、標準的な運賃についても周知を行う。

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

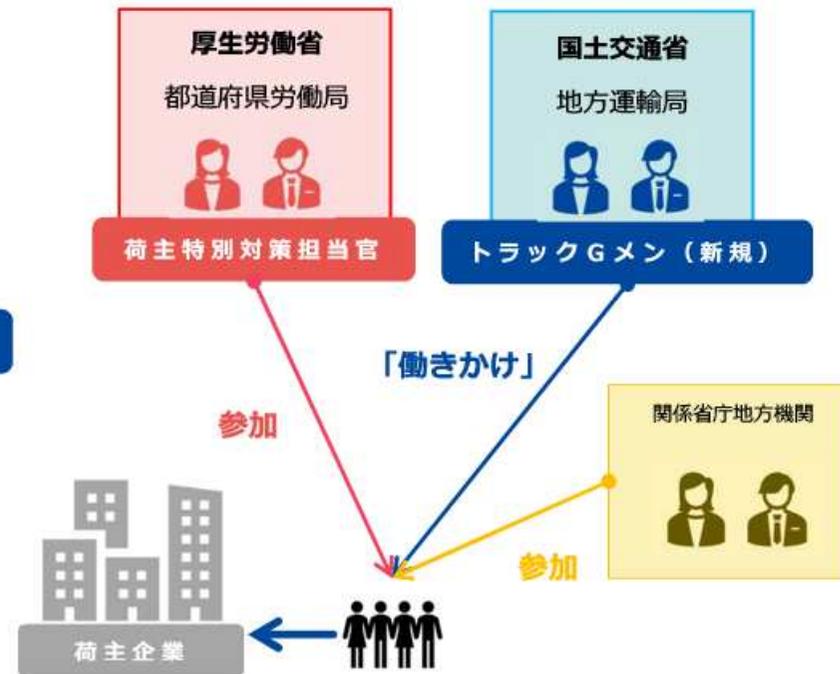
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト 『はたらきかた ススメ』を開設

俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススメ」を公開。

自動車運転者の働き方改革を進めるにあたって、荷主の方々を含めた皆様に知っていただきたいことを発信。

## 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト 『はたらきかた ススメ』



「国民向け」「トラック編」「バス編」「建設業編」の働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススメ」を公開。  
運送業、建設業の働き方改革の取組事例も紹介。

## PR動画（トラック編）



QRコード



## 取組事例の紹介

### 働き方改革のポイント

#### 取組1

ドライバーの増員を図るため運賃の値上げを顧客と交渉

1人当たりの労働時間を減らすにはドライバーを増やすしかない判断。  
増員コストを補うため、営業社員総出で顧客を回り、運賃の値上げに理解を求め、雇用を確保した。

#### 取組2

残業ありきの賃金体系を見直す

稼働に伴う変動給比率を全体の6割から4割程度に抑え、固定給比率を段階的に引き上げた。  
効率的に働く社員に「生産性向上手当」を支給。給与総額の維持に努めた。

#### 取組3

同業者との連携で配送業務の効率化を図る

業務提携した3社の荷物を1台に集約して物流センターに届ける「共同配送」や、長距離配送に採り入れた「共同幹線輸送」で、ドライバーの荷待ち時間の解消と長時間労働を削減。

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

- ・ 時間外労働の上限規制・改正後の改善基準告示の適用に向けて、事業者や関係者、国民に向けた様々な情報を発信。
- ・ 改善ハンドブックの解説動画を公開、パネルディスカッション、荷主マッチングミーティングの案内を掲載。



<自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト>

## ●トラック運転者



### <主な掲載情報>

改善基準告示特設ページ  
改善事例  
特別相談センター  
情報いろいろ宝箱  
改善ハンドブック  
各種統計  
(運転者の仕事をしてみよう)

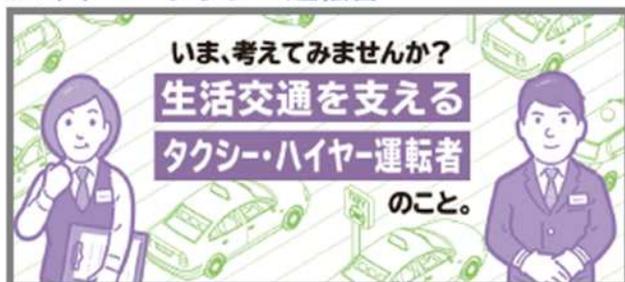
## ●バス運転者



### <主な掲載情報>

改善基準告示特設ページ  
改善事例  
情報いろいろ宝箱  
改善ハンドブック  
各種統計  
(運転者の仕事をしてみよう)

## ●ハイヤー・タクシー運転者



### <主な掲載情報>

改善基準告示特設ページ  
改善事例  
情報いろいろ宝箱  
改善ハンドブック  
各種統計  
(運転者の仕事をしてみよう)

トラック運転者の長時間労働改善に向けた改善ハンドブック 解説動画

厚生労働省

トラック運転者の長時間労働改善に向けた改善ハンドブック解説動画

トラック運転者の長時間労働改善に向けた改善ハンドブックの解説動画を公開

- ・ 時間外労働の改善事例
- ・ ITの活用
- ・ 人材の確保

などの事例等を紹介

トラック運転者トップページ

改善基準告示を守るためのポイントは？  
企業の方々が集い、討議をする

**パネルディスカッション**  
を開催します。

詳しくはこちら

改善基準告示を守るためのポイントを、様々な企業の方々が集い、討議するパネルディスカッションのご案内

荷主企業の方限定

物流の効率化に向けて、荷主企業の方々が集い、意見交換をする

荷主連携マッチング「あい積ミーティング」を開催します。

詳しくはこちら

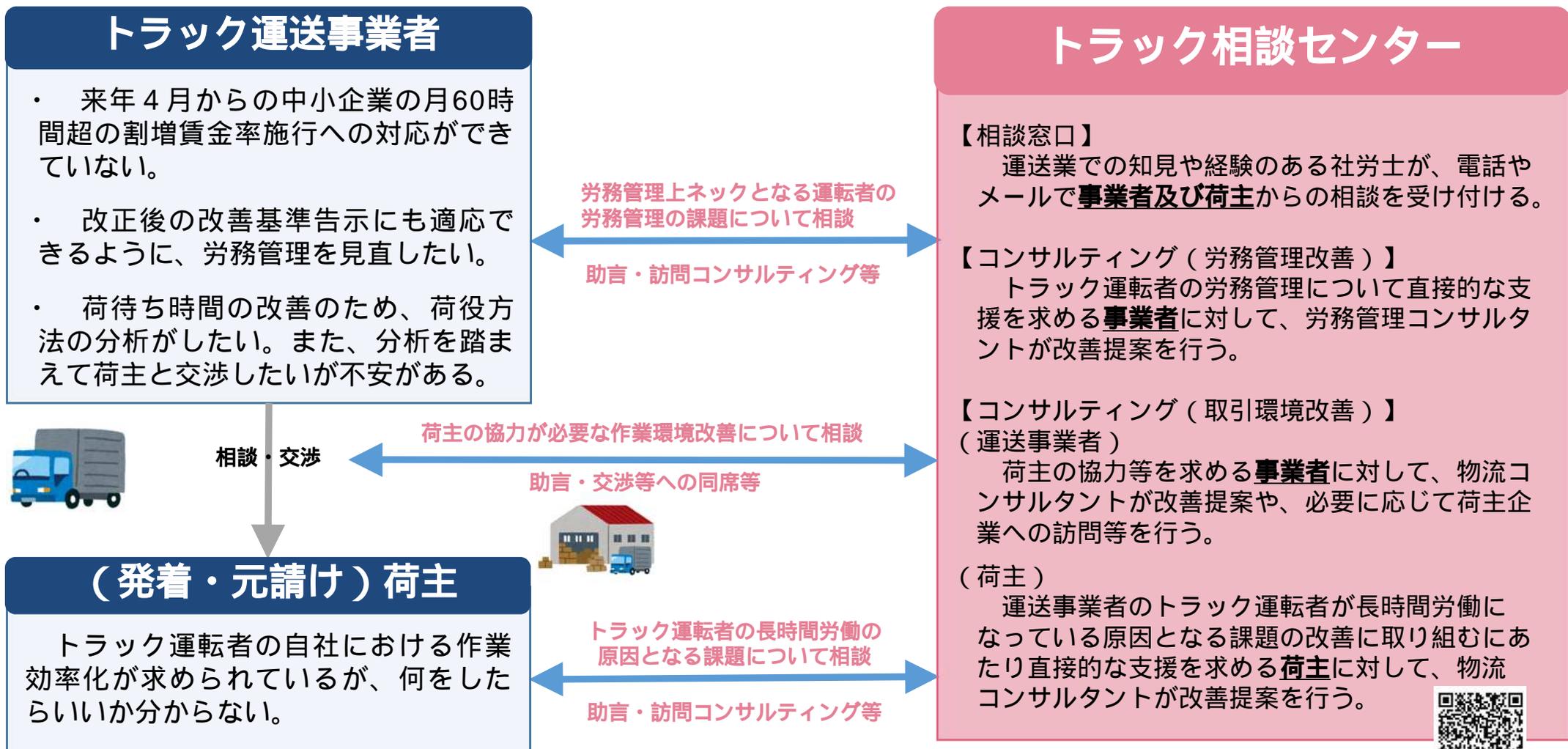
荷主連携マッチング「あい積ミーティング」のご案内  
(締め切り済み)

# トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

- トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置。（令和4年8月～）
- 運送業での知見や経験のある社労士等が相談やコンサルティングを行う。

	令和5年4月～11月末
相談件数	363件

相談件数のうち、5件訪問コンサルティング等実施。



# 「自動車運転者における時間外労働の上限規制等の円滑な適用に向けた働き方改革推進に係る集中対策」を策定

「進めよう！ドライバーの働き方改革・TOKYO」をキャッチフレーズに、労働時間に関する法令等の周知、人材確保対策・労働災害防止対策を集中的に実施するとともに、発着荷主に対し必要な配慮の働きかけ、要請を実施



## Press Release

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和5年3月31日

担 東京労働局労働基準部監督課  
課 長 瀬戸 邦央  
主 任 監察監督官 若山 匡秀  
当 電話 03-3512-1612

「自動車運転者における時間外労働の上限規制等の円滑な適用に向けた働き方改革推進に係る集中対策」を策定しました。

～進めよう！ドライバーの働き方改革・TOKYO～

東京労働局（局長 辻田博）では、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が自動車運転の業務に適用されること、また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）が令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されることを受け、同規制が円滑に適用され、自動車運転者における働き方改革が推進されるよう、「自動車運転者における時間外労働の上限規制等の円滑な適用に向けた働き方改革推進に係る集中対策」（以下「集中対策」という。）を策定しました。

東京労働局では、集中対策に基づき、道路旅客・貨物運送業（ハイヤー・タクシー、バス、トラック）を営む事業場等における自動車運転者に係る労働時間削減に関する自主的な取組を促進するため、労働時間に関する法令等の周知並びに人材確保対策及び労働災害防止対策を含めたきめ細やかな各種支援を行うとともに、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないよう努めることなどについて理解・協力を求めていくこととしています。

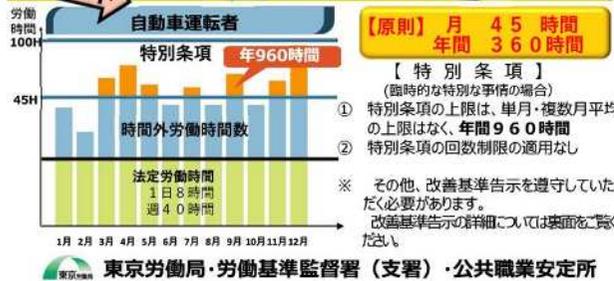
### 【集中対策のポイント】

- 実施期間  
令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間（5月及び2月を強調月間としています。）
- 具体的な取組事項  
道路旅客・貨物運送事業者等に対し労働時間に関する法令等の周知、人材確保対策・労働災害防止対策を含めた各種支援を集中的に実施するとともに、発着荷主に対し必要な配慮を求めています。
  - (1) 説明会の開催、ホームページや窓口での周知
  - (2) 個別訪問等による事業場への周知及び支援
  - (3) 関係団体及び関係行政機関との連携
  - (4) 積極的な情報の発信
  - (5) 発着荷主等への要請及び働きかけ
- 発着荷主等に理解・協力を求める事項  
発着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業場、その関係団体等に対し、自動車運転者における働き方改革推進の理解を求めています。
  - (1) 長時間の恒常的な荷待ちを発生させないよう努めることや運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知することなど
  - (2) トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター
  - (3) 自動車運転者に係る労働時間に関する法制度等
  - (4) 道路貨物運送事業者等が行っている自主的な取組
  - (5) 下請等中小事業者へのしわ寄せ防止
  - (6) 労働災害防止の取組



シンボルマークとキャッチフレーズ

## トラック運送事業者の皆様へ 自動車運転者の時間外労働の上限規制・改善基準告示 令和6年4月1日から適用となります！



## 荷主・元請運送事業者の皆様へ 長時間の荷待ちの改善に向けて、 ご理解とご協力をお願いします！



トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします！

ポイント **STOP! 長時間の荷待ち**

- ☞ 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因となります。**
- ☞ 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。**  
恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。

東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所

# 荷主団体及び個別荷主企業に対する文書要請、周知活動

令和5年5月25日、主要荷主団体に対して長時間の荷待ち防止等について運輸支局長と連名で要請を実施。

令和5年8月、個別荷主企業に対して関東運輸局・関東経済産業局・関東農政局と8労働局連名で要請を実施。

令和5年9月17日(日)、トラックフェスタ(トラック協会主催)に参加し、自動車運転者の働き方改革を周知。

令和5年5月25日

荷主関係団体各位

東京労働局  
東京運輸支局

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による労働基準法(昭和22年法律第49号)の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、東京運輸支局においては長時間の荷待ち等、荷主の違反原因が疑われる場合には法に基づく働きかけ・要請等を、東京労働局においては恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できますよう、別添りフレッツを御活用いただき、会員企業等に対し、長時間の荷待ちを発生させないこと等についての御理解・御協力に向けた周知啓発に御助力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害の防止のため、荷主等による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮につきましても、併せて、御協力をお願い申し上げます。

荷主事業者(運送委託者) 御中

令和5年8月

国土交通省関東運輸局  
厚生労働省  
東京・神奈川・千葉・埼玉  
茨城・栃木・群馬・山梨  
労働局  
経済産業省関東経済産業局  
農林水産省関東農政局

トラック事業の取引環境改善に向けたご理解とご協力をお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック事業は、我が国の経済活動並びに国民生活の発展・維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、働き方改革関連法により、2024年4月から、自動車運転者の時間外労働の上限規制(年間960時間)及び過労死等の防止の観点から見直された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(「改善基準告示」)が適用されることとなります。

トラック運転者は、他の産業と比較して長時間労働や低賃金の実態にあるため、今般の適用に伴いトラック事業者の売上・利益の減少のほか、運転者の収入減による慢性的な運転者不足など様々な問題が生じることで、荷物の取扱量の減少や、これまで当たり前になっていた荷物が届かなくなってしまうなど、一般消費者や各種業界にも大きな影響を与えることが懸念されます(いわゆる「物流の2024年問題」)。

「物流の2024年問題」を乗り切るため、物流が直面している諸問題を解決し、更なる取引環境改善を進めていく必要性が一層高まっていますが、トラック事業者の努力だけでは限界があるため、荷主企業をはじめ官民一体となって取り組んでいくことが重要です。

つきましては、トラック事業の取引環境改善に向けた取り組みとして、下記の事項について、ご理解とご協力を賜りますとともに、御社内に広くご周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省では長時間の荷待ち等、荷主の違反原因行為が疑われる場合には、法律に基づく働きかけ・要請等を行っており、荷主警告を発動した場合には荷主名を公表することとなります。また、独占禁止法に違反する行為については公正取引委員会へも通知を行うこととなります。

記

1. 恒常的な荷待ち時間の削減や手荷役の解消(パレット化の導入)など、労働環境の改善にご協力いただくこと。
2. トラック事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費の上昇分も考慮しつつ、十分に協議を行っていただくこと。

※「物流の2024年問題」とは、働き方改革関連法の施行に伴い2024年4月に、トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、トラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間となり、他方で、物流の適正化・生産性向上について対策を講じなければ、2024年度には輸送能力が約14%不足し、さらに、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計されている。これらの物流業界で発生する問題を総称する言葉である。

《問い合わせ先》

○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課 ☎045-211-7248

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎東京:03-3512-1612、☎神奈川:045-211-7351、☎千葉:043-221-2304

☎埼玉:048-600-6204、☎茨城:029-224-6214、☎栃木:028-634-9115

☎群馬:027-896-4735、☎山梨:055-225-2853

○経済産業省関東経済産業局産業部適正取引推進課 ☎048-600-0325

○農林水産省関東農政局経営・事業支援部食品企業課 ☎048-740-0145

## <トラックフェスタ2023>



時間外労働の上限規制等の周知活動に加え、労働基準監督官による出張個別相談会を実施



# 道路貨物運送業のベストプラクティス企業への職場訪問を実施 ～ 東京労働局長が東京運輸支局長とともに訪問・意見交換～

- 令和5年11月29日、時間外労働の削減等に向けて積極的に取り組む企業（ベストプラクティス企業）を、東京労働局長が東京運輸支局長とともに訪問し、意見交換を実施。
- 企業側から、「中継輸送」「ダブル連結トラック」「混載輸送」など、2024年問題の解決に向けた取組を紹介。

## 1 中継輸送

従来、1人のドライバーが行っていた関東・関西便について、中部地方の拠点を中継地点としてドライバーチェンジをすることにより、宿泊を伴う運行を減らし、ドライバーの負担軽減を実現。



## 2 ダブル連結トラック

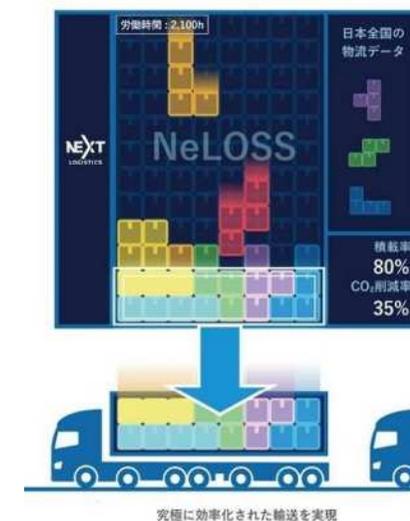
コンテナを連結して輸送できる「ダブル連結トラック」を活用し、**1台で、大型トラック2.5台分の輸送**を実施。



## 3 混載輸送

従来、自動車部品、食料品、紙製品など、各荷主から委託を受けた各運送事業者が輸送していたが、混載して輸送することにより、**積載率が平均65%、最大89%に向上（業界平均38%）**。

さらに、量子コンピューターを使用した高度な情報処理システムにより、形状、重量等が異なる荷物を最適に積み込むための組み合わせを迅速に割り出し、**配車時間を40秒に短縮（人の手では2時間以上かかる）**。



# ハローワークの人材不足対策(運輸分野)

- 都内7か所の「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、人手不足分野を希望する求職者に対する就職支援(きめ細かな職業相談・紹介、個別担当者制支援等)を実施。
- 特に、2024年問題解決に向け、求人コンサルティングの実施と併せて、求人事業所の実情・魅力を直に伝えられるよう「相談・面接会」などのイベントを積極的に実施。

運輸分野	令和5年4月~10月末
イベント実施回数	99回

**8/22 (火)** トラック運転手、仕分け、集配  
**事前予約制**  
**ミニ就職面接会・説明会**

運輸株式会社 東京支店  
 (一般貨物自動車運送業 江東区新木場)

日時: 令和5年8月22日(火) 14:00~16:30  
 会場: ハローワーク木場 4階会議室  
 東京都江東区木場 2-13-19

説明会だけでもOK!

募集職種: **トラック運転手(集配・路線)、仕分け、集配**  
 求人番号: 13130-20592531 正社員<集配ドライバー>2L4tトラック要準中型免許以上、44歳以下  
 求人番号: 13130-20593431 正社員<路線乗務員>1tトラック 長距離輸送<要大型免許、19~40歳  
 求人番号: 13130-20595331 契約社員<現場仕分けスタッフ>仕分け・積込・運搬等<資格経験不問  
 求人番号: 13130-20594731 契約社員<集配スタッフ/港区内のビジネスセンター>資格経験不問

【問合せ・申込先】  
 ハローワーク木場 人材確保・就職支援コーナー  
 TEL: 03-3643-8627  
 受付時間: 月~金曜日の8:30~17:15  
 \*最寄りのハローワークを通じて事前予約をお願いいたします

主催: ハローワーク池袋 人材確保・就職支援コーナー  
**面接・相談会**  
**要予約 IN 池袋**

**8/23 (水)** **集配ドライバー募集中!**  
**貨物運送**  
**運輸株式会社**

TEL: 13090-29965331 (集配セールスドライバー)  
 13090-29913731 (内線スタッフ/電話受付)  
 13090-29964731 (内線スタッフ/日中勤務)

まずは、1.5t車~

安心・安全に卓越した「運輸マン」が、貴方の「LIFE」を応援します!  
 【こくま品質=高品質輸送】で、一緒に日本の物流を支えましょう!  
 ※話だけ聞いてみたい方もお気軽にどうぞ!  
 ※現場の担当者から生の声を聴けるチャンスです!

★会場: ハローワーク池袋サンシャイン庁舎3階  
 (豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60ビル)

※参加ご希望の方は、下記窓口又は電話でお申し込みください。詳細を説明いたします。  
 ※雇用保険受給中の方は、受給資格者証をお持ちください。活動実績になります。

<予約・問合せ先> ハローワーク池袋  
 人材確保・就職支援コーナー  
 電話 03-3987-4367  
 受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝日を除く)

トラックの運転手を目指している方ご参加お待ちしております!  
 令和5年  
**12/19 (火)** **トラック運転のお仕事**  
**相談・面接会** 未経験の方参加歓迎

事前予約制

株式会社

ハローワーク足立 6階面接ブース  
 足立区千住1-4-1 東京芸術センター

相談だけでもOKです **13:30~15:30**

募集求人  
 日時 令和5年12月19日(火) 13:30~15:30  
 求人番号 13110-23641031  
 配送ドライバー(2t4t車)  
 経験不問  
 中型運転免許必須  
 (2t~4t車が運転できる免許)

開催場所 ハローワーク足立  
 足立区千住1-4-1  
 東京芸術センター6階

定員 6名(1人20分程度)

申し込み ハローワーク足立  
 6階窓口人材確保・就職支援コーナー  
 03-3870-8614  
 お電話または窓口でのお申し込みをお願いします。  
 開庁時間: 平日 8:30~17:15

お問合せ ハローワーク足立  
 人材確保・就職支援コーナー ☎03-3870-8614



1．上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知の  
取組について

**2．令和6年度予算事業について**



# 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和6年度概算要求額 1.7億円（2.6億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある。業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- ・ 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- ・ 自動車運転の業務等の時間外労働の上限規制の適用猶予業種は、令和6年度から上限規制の適用が開始された。引き続き上限規制や見直し後の改善基準告示等の事業者や労働者への集中的周知、企業・国民等の更なる理解のため周知・広報。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

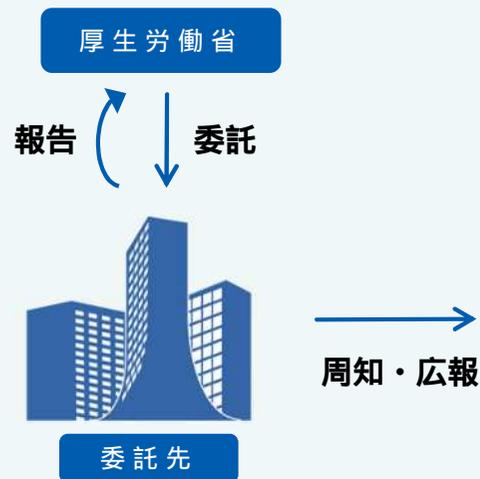
- (1) 荷主と運送事業者による取引環境改善の促進  
自動車ポータルサイトの継続運営
- (2) 時間外労働上限規制等の周知・広報  
適用猶予業種の事業者・労働者向け周知・広報  
改善基準告示の事業者・運転者向け周知・広報  
企業・国民向け周知広報  
取引環境改善への企業の理解・社会の認識が必要

### 実施主体等

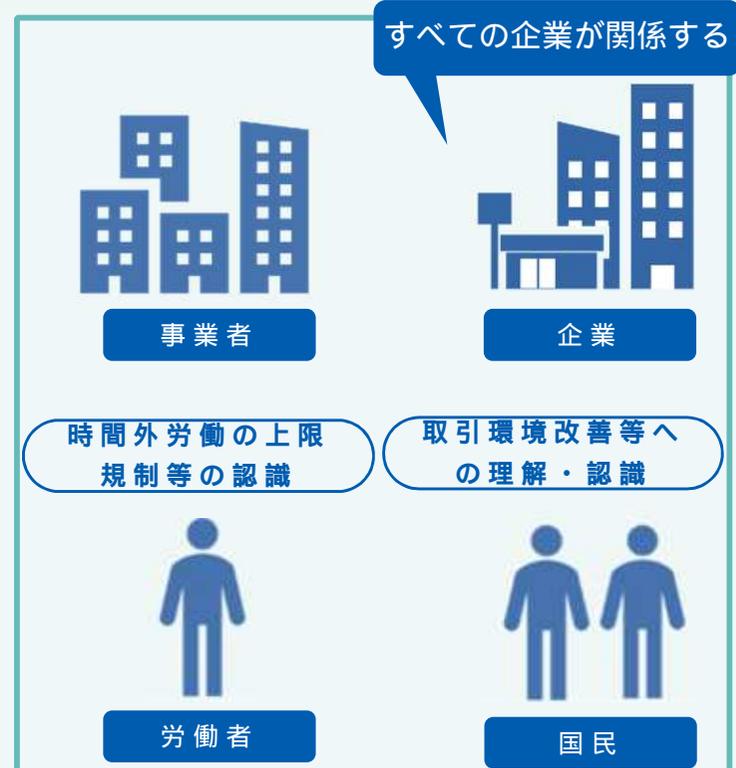
実施主体：民間委託事業者

事業実績（令和4年度）：自動車ポータルサイトアクセス数  
396,777人

### (2) 周知・広報



- ・ 広報設計
- ・ アニメーション動画作成
- ・ 広報の実施
- ・ 広報効果の測定



# 働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）

令和6年度概算要求額 71億円（68億円）（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、引き続き支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【助成対象となる取組】

助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）： 就業規則の作成・変更、 労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、 外部専門家によるコンサルティング、 労務管理用機器等の導入・更新、 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、 人材確保に向けた取組

### コース概要（自動車運転の業務部分抜粋）

	自動車運転の業務
成果目標と助成上限額	【36協定の見直し】 月80H超 月60H以下：250万円 月80H超 月60～80H：150万円 月60～80H 月60H以下：200万円 【インターバル導入】 10H～11H：150万円 11H以上：170万円

実施主体：都道府県労働局